

日本労働年鑑 第57集 1987年版
The Labour Year Book of Japan 1987

第四部 労働組合と政治・社会運動

I 社会保障闘争

3 社会保障予算拡充闘争

政府が「昭和六一年度概算要求基準」を決めたのは、八五年七月二六日である。その基準にもとづき、厚生省、労働省が概算要求を大蔵省に提出したのは、八月三日である。概算要求基準は、(1)原則要求基準は経常部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%、(2)増加例外事項経費は九〇〇〇億円としている。厚生省関係の増加例外事項経費は、全体の約半分の四四八〇億円(年金の成熟化三三六八億円、老人増等による医療費増九七二億円など)になっているが、年金、医療の当然増八五〇〇億円と特例措置等による前年度縮減分の復活約六五〇〇億円を考慮すると、一兆円を超える予算の削減になる。

厚生省が大蔵省に提出した概算要求は、九兆八九五六億円で、前年比三九二八億円、四・一%増にとどまっており、約一兆一〇〇〇億円は「内部努力」で削減することになっている。その内容は、(1)高率補助率の一〇%引き下げ措置の継続で三六〇〇億円の削減、(2)医療費適正化等によって一三〇〇億円の削減、(3)老人保健法の見直しで一九〇〇億円の削減、(4)厚生年金にたいする国庫負担の一部削減を継続することによって四三〇〇億円を借り入れる、などである。

概算要求の編成に先がけて、中央社保協は六月一九日、全国代表者会議を開き、七月五日、厚生省と予算要求の交渉をおこなった。厚生省は、大蔵省への概算要求提出前の八月二日、「老人保健制度の見直しについて」、加入者按分率、一部負担、中間施設の設備、ヘルス事業の推進等の考え方を明らかにした。したがって八六年度予算編成に向けてのたたかいは、その後、老人保健法改悪反対のたたかいと結合して展開されたのが大きな特徴である。また、九月二四～二五日に開かれた中央社保協の「社会保障全国活動者会議」が指摘しているように、前年度限りとされていた高率補助率一〇%カットや厚生年金への国庫負担繰り延べを継続するほか、「地方行革」をいっそう推進することになっているので、社会保障・福祉の切り捨てがさらに進行する、という危機感を高めることになった。

総評、同盟、中立労連、新産別、全民労協の五団体は、一〇月、「厚生省の昭和六一年度予算概算要求、老人保健制度の見直しについて」労働団体の統一見解を発表、政府の対応は、社会保障本来の原則である国の責任と負担を放棄し、国庫負担を削り、その費用を労働者の負担に転嫁するものである、と批判し、「老人保健制度の見直し」の問題点を指摘した。

九月一五日の「第一五回高齢者大集会」は、「軍事費突出・福祉切り捨ての行革路線を阻止し、高齢者・国民生活優先の予算にかえさせよう」をスローガンに掲げ、運動を展開することになった。一〇年の歴史をもつ「低所得者・失業者・高齢者・障害者のくらしと福祉・地方自治の危機を打開する予算要求国民大集会」(通称『くらしと福祉』運動)は七月一九日、政府の概算要求編成に向けて大集会を開き、一二月四～五日にも「くらしと福祉予算要求大集会」をもち、対政府交渉と国会への要請行動

をおこなった。また、年末の予算案決定時には厚生省前で座り込みを実施した。一二月二四日、大蔵省から各省庁に予算の内示があり、復活折衝が開始される過程で、「障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会」は八項目の「復活要求」をおこなうなど、各団体独自の行動が組まれた。

国会での予算案審議が山場に来た八六年三月二八日には「老健法・国保の改悪、国立医療機関統廃合、地方行革、国庫負担・補助金削減に反対し、国民のいのちとくらし、福祉、仕事、地方自治を守る三・二八中央総行動」を開き、各省庁との交渉、国会への要請行動を展開した。ここで掲げられた要求は、以下のとおりである。

- (1)老人医療の患者一部負担増、老人保健施設などの老人保健法改悪阻止。国保法の改悪反対。国立病院・療養所の統廃合、地方移譲反対。健保本人一〇割給付の復活。
- (2)働きたいすべての高齢者、障害者、失業者に仕事を保障すること。
- (3)保育所、障害者・老人福祉施設の措置費、生活保護などの国庫負担率の切り下げ反対。
- (4)保育料などの社会福祉施設の利用者負担強化反対。障害者・老人福祉施設での本人と家族からの二重どりを撤廃すること。
- (5)住民のくらしと福祉切り捨ての地方「行革」反対。
- (6)物価を吊り上げ、くらしをおびやかす大型間接税の導入反対。
- (7)軍事費をけずって、大幅減税、くらし、福祉を拡充すること。

「昭和六一年度予算」は、結果としては、厚生省予算についてみると、九兆七七二〇億円強、対前年比二六九三億円強、二・八%増にとどまり、国家予算の対前年伸び率三・〇%を下回るきびしいものになった。

「昭和六二年度予算」について、政府は八六年七月二一日の閣議で、概算要求基準として四年連続の経常部門一〇%減、投資部門五%減のマイナス・シーリングを決定した。八月三〇日、厚生省が大蔵省に提出した概算要求は一〇兆一九〇九億円強、前年度にくらべ四一八八億円強、四・三%増である。財政投融资要求額は二兆八七九四億円で、前年度比六三九八億円、二八・六%増である。

中曽根首相の強い指示で、「長寿社会対策大綱に沿ってサービスの体系、あり方を見直し、充実した生活を過ごせるような長寿社会づくりを推進することにした」という厚生省の概算要求は、当然増約一兆五八〇〇億円強のうち、四一八八億円は増加例外事項経費としてシーリング枠で認められているので、残る約一兆一六二一億円については、「内部努力」によって処理することになっている。

その内容は、(1)厚生年金国庫負担繰り延べ約四〇〇〇億円(前年度比九五一億円増)、(2)特例措置としての高率補助金の引き下げ二三〇〇億円(前年度なみ)、(3)老人保健制度改革の財政効果(按分率一〇〇%と一部負担引き上げ)三四六〇億円(同一五〇〇億円増)、(4)医療費適正化による効果一八六一億円(同一三六一億円)で節減を図ることになっている。

六月二日の第一〇五臨時国会で衆議院は解散、七月六日、衆参同日選挙になった。総評は六月六日、社会保障部長会議を開き、社会保障関係の運動方針を決めた。全民労協は六月一三日、「昭和六一・六二年度、政策・制度要求と提言」を決定した。概算要求決定前の八月四日、全民労協は中曽根首相はじめ各省大臣に要請書を提出、六日、総評、同盟、中立労連、新産別の労働四団体は「当面の経済運営、八七年度予算編成、政策・制度改善についての申し入れ」を中曽根首相に提出した。国民・患者の負担増になる老人保健法改正案の国会提出をおこなわないことを始め、年金保険制度、医療保険制度、雇用保険制度、労災保険制度の四点について要望している。

「老人保健法等の一部を改正する法律」が第一〇七臨時国会で可決成立したのは一二月一九日である。したがって、八七年度予算編成に向けてのたたかいは、文字どおり、別項で述べる老健法改悪反対のたたかいと結合して展開された。政府が臨時閣議で「昭和六二年度予算政府案」を決定したのは、一二月三〇日である。厚生省予算についてみると、一〇兆二六五億円強、前年度とくらべて二五四四億円強、二・六%増の伸びにとどまり、伸び率は〇・二%下回ることになった。これによって、政管健保への国庫補助の繰り入れは三年連続ストップ、厚生年金の国庫負担金は五年連続繰り延べになった。一方、年金積立金の自主運用は一兆円の枠が認められ、年金福祉事業団による資金確保事業についても、前年度なみの五〇〇〇億円が確保された。なお、財政投融资資金計画は三兆八六〇〇億円(うち還元融資充当額は二兆六四八三億円)である。

日本労働年鑑 第57集 1987年版

発行 1987年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2001年8月1日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1987年版(第57集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
